

IEEJ NEWSLETTER

No.138

2015.3.1 発行

(月 1 回発行)

一般財団法人 日本エネルギー経済研究所

IEEJ NEWSLETTER 編集長 常務理事 小山 堅

〒104-0054 東京都中央区勝どき 1-13-1 イヌイビル・カチドキ

TEL: 03-5547-0211 FAX: 03-5547-0223

目 次

0. 要旨 — 今月号のポイント

<エネルギー市場・政策動向>

1. エネルギーミックスを巡る議論について
2. 原子力発電を巡る動向
3. 最近の LNG 市場動向
4. 英国 3 党、気候変動対策へ一体的に取り組むことに合意
5. 出力制御問題から見る再エネ導入政策の本質的課題

<地域ウォッチング>

6. 米国ウォッチング： 労組・ストライキがガソリン価格上昇の一因に
7. EUウォッチング： 英下院、水圧破碎によるシェール開発を認可
8. 中国ウォッチング： 中国版「次世代自動車」50 万台目標達成の行方
9. 中東ウォッチング： いっそう広がる過激主義の脅威
10. ロシアウォッチング： 緊迫化するウクライナ情勢と欧米との対立

0. 要旨 — 今月号のポイント

1. エネルギーミックスを巡る議論について

2月13日に、第2回長期エネルギー需給見通し小委員会が開催された。議題は、①エネルギー需要、②省エネに関する事業者ヒアリング、④省エネルギー小委員会の中間的整理、であった。

2. 原子力発電を巡る動向

川内 1/2 号に続き認可が下りた高浜 3/4 号の今後の審査とともに、発電コスト検証 WG における各種電源コストの評価条件に係る議論も注目していく必要がある。

3. 最近の LNG 市場動向

原油価格の低迷の中で LNG 価格低下と市場プレーヤーによるスポット売買志向の高まりは、LNG 市場の流動性向上のみならずアジアでの天然ガス指標価格形成に寄与する。

4. 英国 3 党、気候変動対策へ一体的に取り組むことに合意

英国では、与野党が一体となって積極的に地球温暖化対策に取り組む合意が成立した。既存石炭火力の代替など、今後、本合意の下でどのような具体的政策が採られるのか、注目される。

5. 出力制御問題から見る再エネ導入政策の本質的課題

再エネ出力制御ルールの詳細について議論が進行中だ。本来「最後の手段」である出力制御の発生は、歩調を合わせるべき再エネ導入と系統対策のギャップを物語る。

6. 米国ウォッチング： 労組・ストライキがガソリン価格上昇の一因に

石油産業労働者組合と企業の交渉が膠着し、全米 10 カ所の製油所が争議の影響を受けている。組合側の石油施設での安全強化要求も石油供給コストの押し上げ要因として顕在化しつつある。

7. EUウォッチング： 英下院、水圧破碎によるシェール開発を認可

英国で、限定的ではあるが、シェールガス開発が解禁された。この英国での取組みは、これまでうまく進まなかった欧州でのシェールガス開発の行方を見る上で、大いに注目される。

8. 中国ウォッチング： 中国版「次世代自動車」50万台目標達成の行方

2014年、次世代自動車の生産・販売台数は大幅に増加した。しかし、充電インフラ整備の投資環境を改善できなければ、今年末まで累積生産・販売台数 50万台の目標達成は困難であろう。

9. 中東ウォッチング： いっそう広がる過激主義の脅威

人質惨殺で ISIS への反発が強まる中、ヨルダンと UAE が空爆を再開し、エジプトもリビアで過激派への報復空爆を実施した。サウジアラビアで大幅な人事が行われ、お家騒動が懸念される。

10. ロシアウォッチング： 緊迫化するウクライナ情勢と欧米との対立

ウクライナ危機の行方を世界が見守る中、独仏露・ウクライナの 4 カ国首脳会談が行われ、停戦合意が成立した。しかし、親ロシア派武装勢力の動きも続き、停戦行方は先行き不透明である。

1. エネルギーミックスを巡る議論について

2 月 13 日、第 2 回長期エネルギー需給見通し小委員会が開催された。議題は、前回の議論の整理に加え、①エネルギー需要、②省エネルギーに取り組む事業者からのヒアリング、③省エネルギー小委員会の中間的整理、であった。

今回の議論では、省エネルギーがハイライトされ、当日、多くの時間が充当された。坂根委員長も閉会前の総括で、委員からの求めに応じ自社工場での電力購入量の大幅な削減事例を説明すると同時に、次のようにも述べた。「うちには鋳物会社がある。...ここは(電力削減の取り組みを)やる気が起こらない。これだけ電力料金が上がってしまうと、新規投資するなら海外にしたほうがよいというふうになる。...電力料金(の上昇)はあるところまではインセンティブ、すごい促進になるのだが、限度を超えると、特に電力多消費型は日本でやってられないと切り替わるところがある。だから是非、小委員会では、電力多消費型産業がどうやったら本当に省エネに向かえるのか、それも大企業と中小企業でも違うし、その辺も重点的に検討していただきたい。自分たちでやってみて改めて電力多消費産業の鋳物会社を...(高い電力料金の下で)国内に留めるのは難しいというのが結論である。...電力多消費型産業と中小の会社で(省エネルギーを)どのくらい進められるか、おそらく電力料金が微妙に関わっていると思う」。

他の委員からは「積み上げによる省エネ量の検討は素晴らしい。過去にはトップダウンに、野心的と称して挑戦的な数字が出ることがあった。コストなどの省エネバリアをよく検討し、実現可能な省エネ目標を作ることをお願いしたい」、「体力のない中小企業に対する省エネ目標のターゲットは、現実的なコスト負担や時間負担を考慮したものである必要がある」という意見も出た。

弊所の小山委員も「省エネルギーは 3E の全てに効く重要な要素である。トータルコストの観点や、省エネの実施対象の明確化など、しっかり検討していくことが重要である」と意見陳述する一方、「弊所の分析でも、最大限の省エネを見込んだ(趨勢的な原単位改善の場合より追加的に 7%の省エネ深掘り)。これは過去 1970 年から 1990 年にかけての、日本が最も省エネに取り組んだ時期の省エネ速度に匹敵する、野心的な省エネ(原単位改善)である」と、そこで想定している省エネルギー強度の苛烈さと実現の難易度の高さについて触れた。

省エネルギーは、化石燃料資源に乏しい日本にとり、自力で獲得しうるエネルギー資源に位置づけうる貴重なものである。しかしながら、技術面での妥当性・事例の適合性・経済合理性を欠くような省エネルギーの広範な展開を前提にエネルギー需給見通しを描き、そこから政策を組み立てることは甚だ不適切である。有識者集団としての適切な検討を期待したいところである。

(計量分析ユニット 需給分析・予測グループマネージャー・研究主幹 柳澤 明)

2. 原子力発電を巡る動向

2月12日、原子力規制委員会（NRA）は関西電力高浜発電所3/4号の新規制基準適合性に係る審査書を承認した。2014年9月に認可された川内1/2号とともにNRAは引き続き、工事計画及び保安規定変更の審査を継続する。再稼働にあたってはそれらの全ての審査完了の後、起動前検査に合格する必要がある、時期の見通しには依然として不透明な要素がつきまとう。

その他の適合性審査申請中の既設炉16基でもそれぞれ課題がある。そのうち、東北電力・東通原子力発電所については、2月18日に開催された敷地内破砕帯に関する有識者会合のピア・レビュー会合において、同発電所の敷地内破砕帯の活動性を否定できないとした有識者会合の評価書案は、ほぼ現状どおりの内容で取りまとめられる見通しとなった。東北電力はその結果を受け、同日付で敷地内破砕帯の活動性について「今後、新規制基準適合性審査の中で審査されるものと認識し、総合的かつ合理的な評価を頂けるよう調査データ等に基づき説明を尽くす」旨の発表をしている。適合性審査の中で有識者会合の結論がある程度考慮されるのか、それとも全く一からの洗い直しになるのか、今のままでは不透明な状況が続く。

原子力発電所の停止が長期化し電力各社の財務状況の厳しさが増す中、原子力発電の経営・体制に言及する報道がここ数カ月にわたり散見される。2月14日付で複数の報道機関が報じた「全原子力発電所を東西地域に分社化し、日本原子力発電（原電）が設立した持ち株会社の傘下に置き、原電が廃炉事業を統括する」趣旨の報道が典型例である。ちなみに当事者の電気事業者は「そのように決定した事実はない」と述べている。組織の大規模な改編及び資産の移転といった問題は、企業自身、株主などステークホルダー全てに重大な影響を及ぼす事項である。問題の重要性に鑑み、関係者が様々な可能性について真剣な検討を行うこと自体は当然であり、意義を持つ。と同時に、事の重要性を踏まえ、その公表や報道には、事実に基づいた、慎重かつ秩序ある対応が望まれる。

長期エネルギー需給見直し小委員会の下に設置した有識者会議「発電コスト検証ワーキンググループ（WG）」第1回会合が2月18日に開催され、2011年の「コスト等検証委員会」で示された電源別発電コスト見直しに向けた議論が開始された。第1回会合では原子力発電のみに乗せられた事故リスクコストや研究開発費の扱い、再生可能エネルギーの固定価格買取費用の扱い等について、全電源を同条件で比較する観点から見直しが必要との意見があった。なお、本WGにおける当所・松尾委員より、国際機関の専門家会合の観点による「発電コスト評価の方法とその検討課題」に関する資料を提示し、まず発電コストに含まれる範囲を明確にすること、初期投資は建設時に計上すべき等の指摘をしている。発電コスト評価は今後のベストミックス策定にも大きな影響を与えることから、冷静かつ科学的な議論が望まれる。

(戦略研究ユニット 原子力グループマネージャー 村上 朋子)

3. 最近の LNG 市場動向

通関統計によると、2014 年における日本の LNG 輸入量は 8,850 万トン、輸入金額は 7.8 兆円に達した。2013 年の輸入量及び輸入額である 8,750 万トン及び 7.1 兆円から更に増加し、過去最高となった。日本のエネルギーミックス、特に発電燃料としての天然ガスの重要性はこれまでになく高く、その安定かつ競争的な価格での調達、日本のエネルギー事業者だけでなく政府にとっても大きな課題である。

一方、LNG スポット価格の下落は継続している。専門情報誌 Platts による推定スポット価格である JKM は、昨年 12 月に 1-2 月物が \$10/MMBtu 前後、2 月に入って 3-4 月物が \$7/MMBtu 弱で推移している。一方、日本の平均 LNG 輸入価格は 12 月で \$15/MMBtu であった。日本の LNG 輸入の内、純粋なスポット玉による輸入量は全体の 5%程度に過ぎないと考えられることから、平均 LNG 輸入価格は数多くある長期契約 (ターム) 契約による輸入価格の平均値に近いと考えられる。従って、スポット価格はターム契約の平均価格を大きく下回っていることになる。

言うまでもなく、この価格差は LNG 市場の需給が緩和している状況を反映したものである。世界経済先行きの不透明性、日本の原発再稼働、今後相次ぐ新規 LNG プロジェクト運開を考慮すれば、需給緩和トレンドがこの先加速化することは確実である。原油価格レベルの低下に加え、需給緩和がもたらす LNG 価格低下は、既存輸入国だけでなく、経済性の面でこれまで LNG 導入が難しかったベトナム、フィリピンといった新興国にとっても朗報である。

ターム価格とスポット価格の乖離が強まれば、買主がスポット調達にシフトするインセンティブが高まる。昨年後半から売主側による販売入札が増加していることは、買主がターム契約の引取量を減少させていることの反映である。また、日本の電力会社からはスポット LNG 入札に前向きな発言が報道されている。

しかしながら、原油価格動向の不透明さは LNG 市場にとって大きな不確定要素である。1 月に 40 ドル台まで急落した Brent 原油価格は最近時点では \$60/bbl 台近傍での推移となっている。本格的な反転なのか、まだ二番底がありうるのか、先行きは不透明であるが、徐々に高コスト石油の供給が減少に向かい、今年後半には価格上昇トレンドに向かうとする見方もある。油価下落は LNG のアジアプレミアム縮小をもたらしたが、LNG 需給動向を反映出来ないという意味での原油価格連動の非合理性という問題は残っている。スポット取引が増加すれば、LNG 市場の流動性向上のみならず、より合理性の高いアジアでの天然ガス指標価格形成の可能性も高まる。LNG 市場の需給緩和という好機を利用して、仕向地条項撤廃を実現し、指標価格形成を促す取り組みが重要である。

4. 英国 3 党、気候変動対策へ一体的に取り組むことに合意

2 月 14 日、英国では、保守党のキャメロン首相と連立与党の自由民主党クレグ副党首、そして野党労働党のミリバンド党首が、与野党が一体となって積極的に地球温暖化対策に取り組むという宣言文を発表した。

メディア等が「非常に特異な (highly unusual)」と評価しているこの合意文では、①2°C 目標を達成するための公平で強力な法的拘束性のある国際枠組みの成立を求める、②各党は、2008 年に成立した気候変動法で規定される 2050 年までの期間毎の GHG 排出目標に合意し共に取り組む、③競争力があり、エネルギー効率的な低炭素経済への移行を加速させると共に、発電分野での石炭利用拡大傾向を終焉させる、という 3 項目が明記され、取り組みを加速させていく姿勢を示している。

「スターン報告」を取り纏めたニコラス・スターン氏は、この合意に関して、特に石炭利用に伴う CO₂ 排出を終焉させる方向での取り組みが重要とコメントしている。CCS 付設発電所の導入や燃料代替を進めて既存の石炭火力発電所利用を早期に終了し、低炭素経済に向けた投資の促進と、そこからもたらされる技術の海外展開が必要であると述べている。

今回の合意は、石炭火力発電所の利用に関する方向性をより明確にし、その流れを維持するために法的拘束性の強い国際枠組み成立に向けて働きかけ、かつ自国技術の国際展開を目指す内容の戦略に与野党の考えが一致したと受け取れる。しかし、CCS 付設の発電所や再生可能エネルギー、そして原子力発電所の供給力拡大には未だ技術的・経済的リスクがあり、多くの時間と費用が必要となる。この「特異な合意」による与野党協同化の下で、今後どのような具体的政策が実行され、国際交渉でどのようなアプローチが採られていくのか、が注目される。

日本では、エネルギー・ベストミックスの決定に関連して、長期エネルギー需給見通しの策定や関連する省エネ、新エネ、原子力等の政策に係る議論が行われる。それに並行して、UNFCCC に向けた約束草案内容の検討が同時に進行している。その状況下、総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会省エネルギー小委員会の第 10 回会合が 2 月 17 日に開催された。そこでは、産業部門 (エネルギー転換部門) の省エネ対策やエネルギー需要見通しの検討状況、省エネの指標や指標に基づく目標設定と将来の省エネ量の試算について議論が行われた。弊所の豊田理事長からは、省エネ対策とその効果に関する精査、企業の競争力低下による雇用への影響を出来るだけ回避することに留意した省エネ対策、そして経済の好循環に寄与するような設備更新投資を促す補助金などによる支援、等の必要性について提言がなされた。

(地球環境ユニット 担任補佐・研究理事 工藤 拓毅)

5. 出力制御問題から見る再エネ導入政策の本質的課題

再エネ変動電源に対する出力制御を巡り、政府委員会等での議論が進行中だ。

昨年 9 月、電力会社による太陽光発電の接続保留問題が顕在化したが、対応策として出力制御のルールを見直す (1 月 26 日省令改正) ことで、一定の接続可能量が確保される見通しとなった。しかし、新ルール運用の詳細はまだ決まっておらず、議論は一連の委員会等に委ねられている。

省令改正の狙いは、①出力制御対象を従来の 500kW 以上の設備から 500kW 未満の設備にまで拡大、②出力制御を従来の日数ベース (最大年間 30 日) から時間ベース (太陽光同 360 時間、風力同 720 時間) に変更、することで、制御対象の拡大と柔軟性の向上をはかり、ひいては接続可能量の増大を期するものだ。更に、接続可能量が限界に達した電力会社を「指定電気事業者」とし、無制限・無補償の出力制御を前提とした接続契約を認めることとした。しかし、その結果として出力制御について条件の異なる発電事業者が混在することになり、これに対しどのように出力制御を割り振るか、という複雑な課題が新たに発生することとなった。

2 月 3 日の新エネルギー小委員会では、出力制御の運用についての方向性が議論されたが、事務局案では「公平性の確保」を基本としつつも、実務上は発電事業者毎の制御日数に差異が生じることも許容せざるを得ないとの認識が示された。「公平性と最小限抑制の両立は無理」とする委員もいて、ルール確立の難しさが伺われた。出力制御の運用については、2 月 17 日の系統ワーキンググループでも、より詳細な議論が行われ、九州電力からは旧ルール (制御日数最大 30 日) 適用事業者と無期限・無補償制御対象の事業者間で制御日数に大きなアンバランスが生じないように配慮した運用方法が提案された。

このように現在集中的に議論されている出力制御は、再エネ変動電源の大量導入に伴う電力システムの安定化対策として有効な方法だが、本来は「最後の手段」であることを忘れてはならない。デマンドレスポンスや蓄電技術、地域間関係線強化による広域管理など、再エネの変動性を吸収する種々の高度な需給調整手段が揃っていれば、出力制御は最後の調整手段となるはずだ。日本において系統安定化対策として最初に出力制御に取り組みざるを得ないという現実、本来足並みを揃えるべき再エネ導入の進展と系統対策の間に大きなギャップがあることを物語る。それは、再エネの導入目標とその実現のためのシナリオを確立する前に、導入ペースを制御する仕組みを持たないまま FIT を採用したことの帰結でもある。

日本の再エネ導入促進政策は、電源のベストミックス議論に基づき、再エネの導入目標を設定する、という基本に立ち返ることが必要ではないか。

(新エネルギー・国際協力支援ユニット 担任・理事 星 尚志)

6. 米国ウォッチング： 労組・ストライキがガソリン価格上昇の一因に

2014 年 12 月 17 日に、日本でマクドナルドのフライドポテトが S サイズのみの販売となったのをご存じだろうか。米国西海岸の港湾労働争議によりポテトの入荷が滞ったことが原因とされる。港湾荷役労働者の国際港湾倉庫労働組合と、西海岸の 29 カ所の港湾を管理する太平洋海事協会の対立から、荷役停止が繰り返されており、連邦労働長官が仲裁に入って 2 月 20 日に漸く争議停止に向けた暫定合意に辿りついた。

米国では組合組織率が 1983 年の 20% から 2013 年には 11% へと低下してきた。組織率低迷の重要な背景には、全米 24 州で制定されている労働権法の存在がある。労働者に組合加入を義務付けることを禁止し、組合非加入で雇用される権利を保障する労働権法は、アリゾナ、アーカンソー、フロリダ等の南部州では 1940 年代に制定され、石油産業の盛んなルイジアナ州は 1976 年、同テキサス州は 1993 年、自動車産業の中心地であるミシガン州や石炭・鉄鋼業の盛んなインディアナ州では 2012 年に制定された。このように、製造業の盛んな北部でも労働権法が制定され、政治的に反労組の圧力が高まる中で、労組の影響力は、対企業でも、政治的にも今後の弱体化が予期される。しかし、冒頭で述べた西海岸の港湾労働争議は難航し、港湾閉鎖により、一日あたり 20 億ドルとされる損害を米国経済に与えているとの指摘もある。

石油産業も労働争議と無縁ではない。2014 年 10 月に、全米最大級の労組である全米鉄鋼労働組合 (USW) が、加入する約 3 万人の石油産業労働者の雇用契約について、現行契約が 2015 年 2 月 1 日に更改期限を迎えるのを前に、3 カ年の条件交渉を開始した。石油企業側を代表して交渉にあたるのは Shell である。2014 年夏以降の石油価格下落を背景に賃下げ圧力が働くなか、USW は賃金面に加えて、製油所や化学プラント、パイプライン及び出荷ターミナル等の労働現場における安全対策の改善を要求した。しかし、USW と Shell との交渉は妥結せず、2 月 2 日には UWS 加入労働者が 8 カ所の製油所でストライキを開始した。2 月 10 日以降もストライキは拡大し、22 日には製油所 13 カ所、合計 330 万バレル/日 (全米の精製能力の 20%) 以上が何らかの影響を受けている。

2 月に入ってガソリン価格は 3 週間で 12% 上昇しているが、UWS 加入労働者が勤務する製油所は 65 カ所にのぼり合計精製能力は全米の 64% に達する。ストライキが 5 月以降のガソリン需要期まで拡大・長期化する場合に備えて、代替作業員の訓練等も開始されている。折しも 2 月 18 日には、ExxonMobil のカリフォルニア州の製油所で爆発事故が起きた。事故によりカリフォルニア州で 15.5 万 B/D の精製能力が最長 6 カ月間失われることになる。

この事故の結果、石油製品需給への直接的影響もさることながら、UWS は安全対策に関する交渉姿勢を一層硬化させている。ここ数年、米国では原油を輸送する貨物列車やパイプライン、製油所等、石油施設での事故が続いており、政府の安全規制強化によるインフラ投資や供給コストへの影響が懸念されるようになっている。加えて、ここにきて労働者からのより高次の安全への要求も、石油供給コストの押し上げ要因として顕在化しつつあるといえる。

(化石エネルギー・電力ユニット ガスグループ 主任研究員 杉野 綾子)

7. EUウォッチング：英下院、水圧破碎によるシェール開発を認可

英国下院は2月12日、英国内のシェールガス開発に対し、限定されたエリア内での水圧破碎の利用を可能とする法案を可決した。英国では開発地区の住民や環境保護団体からの水圧破碎の環境や地震に対する懸念を受けて、2011年から水圧破碎を用いる掘削を一時的に禁止していた。今回の下院による水圧破碎解禁を受けて、エリアは限定されているが英国内でのシェールガス開発が再開されることになる。

当初の法案では300mより深い地下については、土地の所有者の許可を得ることなくシェールガス開発事業者に水圧破碎の利用を全面的に認める案であったが、労働党の反対を受けて法案が修正され、国立公園の等の制限地域では水平掘削等を認めない制限が課せられ、英国陸上のシェールガス鉱区の約40%がこの制限地域に含まれる見込み。また試掘に当たっては国からの許可だけでなく、地方自治体や開発周辺地域住民向けとして、騒音や交通渋滞等への対策も必要となる。

限定されたエリアとはいえ、英国内でシェールガス開発が解禁となる今回の決定は、英国の独立系シェールガス探鉱事業者にとっては追い風となる。英国のシェールガス開発会社のCuadrillaは今年中にイングランド北西部で8本の試掘を計画している。CuadrillaのCEOは、英国では世界最高のシェールガス層が確認されており、英国のシェールガス開発の前途は明るいと、コメントしている。

欧州のシェールガス開発は、現在までのところ期待通り進んでいるとは言い難い。ポーランドは国内にシェールガス層があり、シェールガス開発に積極的であった。しかし、試掘の結果想定していた程のガス生産が期待できないとして、参入したChevron等のメジャーは既に撤退を発表している。またウクライナにも東部と西部に有望なシェールガス層があるとされているが、分離独立派との紛争の影響等もありこちらもほとんど進展して無い。一方で今回の英国の決定とは関連していないが、ドイツ政府も水圧破碎法によるシェールガス・炭層メタンの探査を許可する法案を最近議会に提出した。水圧破碎による環境問題への影響懸念を払拭することが条件だが、ドイツでも水圧破碎禁止を緩和していこうとする動きがあるのは注目される。この法案では、ドイツ国内で地下3,000mまでのシェールガス層の試掘が可能となっている。

ロシアとウクライナの紛争もあり、エネルギーの自給率を高めたい欧州にとっては、EU域内でのシェールガス開発はエネルギーの独立を達成するうえで大きな柱の一つとされる。IEAは今までの欧州でのシェールガス開発は「失敗している」とコメントしているが、今回の英国のシェール開発の試みは、米国のシェールガス開発の成功を欧州で再現できるかという点で、最後の望みとも言える。引き続き注目していきたい。

8. 中国ウォッチング：中国版「次世代自動車」50万台目標達成の行方

中国自動車工業協会によると、2014年の次世代自動車¹生産量は前年比3.5倍増の7.8万台、販売量は3.2倍増の7.5万台となった。大幅増と言えるが、年初予想の10万台には届かなかった。累積生産量は11.7万台、販売量は11.3万台に止まった。

振り返ってみると、昨年は政府が次世代自動車利用拡大への取組みを一層強化した年であった(本誌2014年3月号、8月号を参照)。1月に、李克強首相と馬凱副首相が相次いで次世代自動車の生産現場を視察し、政府目標を変えない、支援の手を緩めないと表明した。2月に、財政部等が購入補助金の引き下げ率を当初予定の2013年比10%減から5%減へ緩和すると発表した。7月には、国務院が「次世代自動車利用拡大の加速に関する指導的意見」を公表し、急速充電施設の整備を地方自治体に、充電向け送配電網等関連施設の整備を送配電企業に義務付け、通常10%となる自動車取得税を2017年まで免除すると決定した。国家発展改革委員会は2020年までに営業用充電施設での充電電力料金を無料、サービス料金を政府指導価格とする充電政策を発表した。更に11月には、財政部等が年間導入台数に応じる充電施設建設奨励制度を創設した。例えば、86のモデル事業都市を対象に、2014年の導入台数が5,000～7,000台なら2,700万元(1元≒20円)、1.5万台以上なら9,000万元を支給するとした。

一方、工業・情報化部の調査によると、2014年10月時点で、モデル事業都市の内、23都市が何らの導入拡大対策も取らなかった。「次世代自動車利用拡大行動計画(2014～17年)」を率先して作成し、全国のお手本となる北京モデルの確立と導入規模世界一を目指す北京市でさえ、昨年導入量は目標2万台の僅か4割に止まった。

何故、導入が期待通りに進まなかったのか。公的需要は、新規購入と買替え自動車の30%以上を次世代自動車にすると義務付けられたので、確実に増えている。一方、一般ユーザーにとって、購入時の割高感や取得税免除や政府と自治体の補助金等の支援措置を得てほぼ解消されているが、最大の問題はやはり充電インフラの不備である。北京市の場合、急速充電器が1,500基しか設置されておらず、2017年までに1万基の目標に程遠い。建設奨励制度の創設遅れも一因であるが、充電器標準化の遅れや、殆どの地域が充電サービス料金の基準単価を設定していないこと等、民間資本を呼び込む投資環境が整備されていないことが根本的原因であろう。

董揚・中国自動車工業協会副会長は、今年の生産・販売台数は15～20万台であり、追加対策がなければ、年末までに累積生産・販売台数50万台の目標達成は難しいとの見方を示した。充電インフラ整備の投資環境改善は喫緊の課題である。

(客員研究員、長岡技術科学大学大学院教授 李志東)

¹ 中国では、次世代自動車(中国語:「新能源汽車」。日本語で「新エネ自動車」と訳す場合もある)は、電気だけで駆動する電気自動車(純EV)、主に電気で駆動するプラグインハイブリッド自動車(PHEV)及び燃料電池自動車(FCV)を含む。ハイブリッド自動車(HV)は省エネ自動車に分類される。

9. 中東ウォッチング： いっそう広がる過激主義の脅威

日本を震撼させた「イスラーム国」(ISIS)による邦人人質事件は、人質 2 名の殺害という最悪の結末を迎えた。これに続いて、ISIS に捕らわれたヨルダン人パイロットが焼き殺されるビデオが公表されたことで、中東各国政府や国際社会の反 ISIS 姿勢はいっそう強まった。メディア戦略に長けていると評価される ISIS だが、今回は過激な宣伝によって、むしろイスラーム世界でも反感を募らせる結果となっている。

例えば、昨年末からシリア領内での空爆を控えてきた UAE は、ヨルダンとともに一転して積極的な軍事攻撃に乗り出した。また、国連は、強制力のある安保理決議を通じて ISIS 等との取引禁止や資産凍結を加盟国に課すことで、兵糧攻めを強化している。国境管理の厳格化等に関して、特に、隣国トルコの決議遵守と協力が不可欠となるが、いずれにしてもその効果が現れるまで、いましばらく時間がかかるだろう。

一方、混乱が著しいリビアでは、ISIS の支部を名乗る過激派がコプト教徒のエジプト人 21 名を斬首する蛮行に及んでおり、過激主義の拡散が予想以上に早く進行していることが明らかになった。さっそく、エジプトが報復として過激派への空爆攻撃を敢行したが、シリアと同様にリビアでも実質的な内戦の終結が実現しない限り、この「テロとの闘い」はモグラ叩きの様相を呈するだけである。

サウジアラビアのサルマーン国王は、アブドラ前国王時代からの外交政策の継承を表明しているが、国内では早くも内閣の大幅な刷新に動いている。新国王が今回の人事に併せ、リヤード州とメッカ州の知事の職にあった前国王の子息 2 人を唐突に解任したことは、王族内での家系間に確執が生じていることの証左であると考えられる。サウジアラビアが指導者交代を迎えていた頃、アラビア半島南部のイエメンでは移行政府のハーディ大統領に対して軍事的な圧力をかけていた反政府勢力 Hou 派の優位が顕著となり、同大統領は辞任を余儀なくされた (後に撤回)。さらに、Hou 派が議会を解散させたことにより、イエメンは四分五裂の状態に陥っており、国内での過激派の勢力伸長も深刻な問題となっている。

イラン核交渉では、2 月初旬にミュンヘン安全保障会議の傍らで、イランと米国の外相会談が行われた。しかし、双方が目指している政治合意成立の期限を約 1 カ月後に控えながら、実質的な進展が見えないままである。交渉の成果に慎重な見方が根強い中、イスラエルのネタニヤフ首相は、「悪い合意」が成立することへの懸念をたびたび表明している。こうして、合意潰しに向けて米議会への働きかけを活発化させているが、自身の訪米計画と合わせて、オバマ政権との関係悪化をもたらしている。

カタルのタミーム首長訪日に際して、日・カタル間での LNG の安定供給を柱としたエネルギー・経済分野等の協力推進の合意が発表された。その一環として、日本エネルギー経済研究所とカタル大学の間で学術交流に関する覚書が調印された。

(中東研究センター長・常務理事 田中 浩一郎)

10. ロシアウォッチング：緊迫化するウクライナ情勢と欧米との対立

ウクライナ危機をめぐるロシアと西側社会との対立が緊迫度を増している。ウクライナ政府と親ロシア派武装勢力が 2014 年 9 月に署名した、即時停戦を含む「ミンスク合意」が反故にされ、2015 年 2 月上旬までに両者の戦闘による死者は約 5,500 人に達した (国連発表)。特に本年 1 月以降、ウクライナ東部のドネツク州及びルィマン州において、親ロシア派勢力が改めて支配地域の拡大に向けた猛攻勢をかけたことを受け、米国ではロシアが同武装勢力への後方支援を止めない限り、ウクライナ政府軍への武器供与の必要性を説く論調が強まりつつある。

さらなる戦火拡大の可能性を巡り、国際社会に緊張が走るなか、2 月 6 日にメルケル独首相とオランダ仏大統領がモスクワでプーチン大統領と三者協議、9 日にはワシントンで米独首脳会談が行われた。続いて 11~12 日にミンスク (ベラルーシ共和国首都) で独仏露の首脳とポロシェンコ・ウクライナ大統領による 4 カ国首脳会談が行われた。それと同時並行でロシア、ウクライナ、親ロシア派武装勢力及び欧州安保協力機構 (OSCE) の代表を含む「コンタクト・グループ」が停戦条件を協議し、12 日に 13 項目から成る包括的な停戦合意 (キエフ時間 15 日 0 時からの停戦発効、ウクライナ政府軍と親ロシア派武装勢力間における緩衝地帯の設置、重火器の撤収等を含む) に署名し、独仏露とウクライナの指導者が同合意を支持する共同宣言を採択した。

上記の 4 カ国首脳会談は、徹夜で 16 時間に及ぶ異例なものとなったが、メルケル独首相は停戦合意に向けた「かすかな希望」とコメントしつつも、非妥協的な姿勢を貫くプーチン大統領の態度を半ば諦念する表情を隠せなかった。オランダ仏大統領も、慥然とした表情で対ロ制裁の解除を検討するのは時期尚早と言いつつ、キャメロン英首相やケリー米 국무長官、トウスク欧州理事会議長も異口同音に停戦合意を歓迎する一方、親ロシア派武装勢力の後ろ盾であるロシアに対する猜疑心を露わにした。

国際社会の懸念をよそに、2 月 15 日の停戦発効も束の間、翌 16 日には親ロシア派武装勢力がウクライナ東部地域における交通の要衝の一つであるデバリツェボでウクライナ政府軍を制圧した。プーチン大統領は同武装勢力による攻勢を容認する立場を示しており、事実上、危機の解決に向けて積極的に動く構えを見せていない。

2014 年のロシアの実質 GDP 成長率は 0.6% (2013 年は 1.3%) となる一方、国民の可処分所得は 1% 減となり 15 年ぶりに下落した。2 月 10 日に IEA が発表した「中期石油市場レポート 2015」は、西側の対ロ制裁及び原油価格下落等による負の影響下にあるロシアの石油生産量は、2020 年対 2014 年比 56 万バレル/日減になると予測する。ロシア経済発展省は、天然ガス輸出量の 8 割弱を占める EU 向けガス価格が 2015 年には最大 35% 下落する可能性に警鐘を鳴らしている。この先、欧米との対立が長期化することになれば、外資誘致の一層の困難化を含め、国内経済への影響も益々深刻化することになるだろう。翻って、その分、プーチン政権が国威発揚を煽る目的で、さらに欧米との対決姿勢を先鋭化させる危険性も否定できないだろう。

(戦略研究ユニット 国際情勢分析第 2 グループマネージャー 伊藤 庄一)